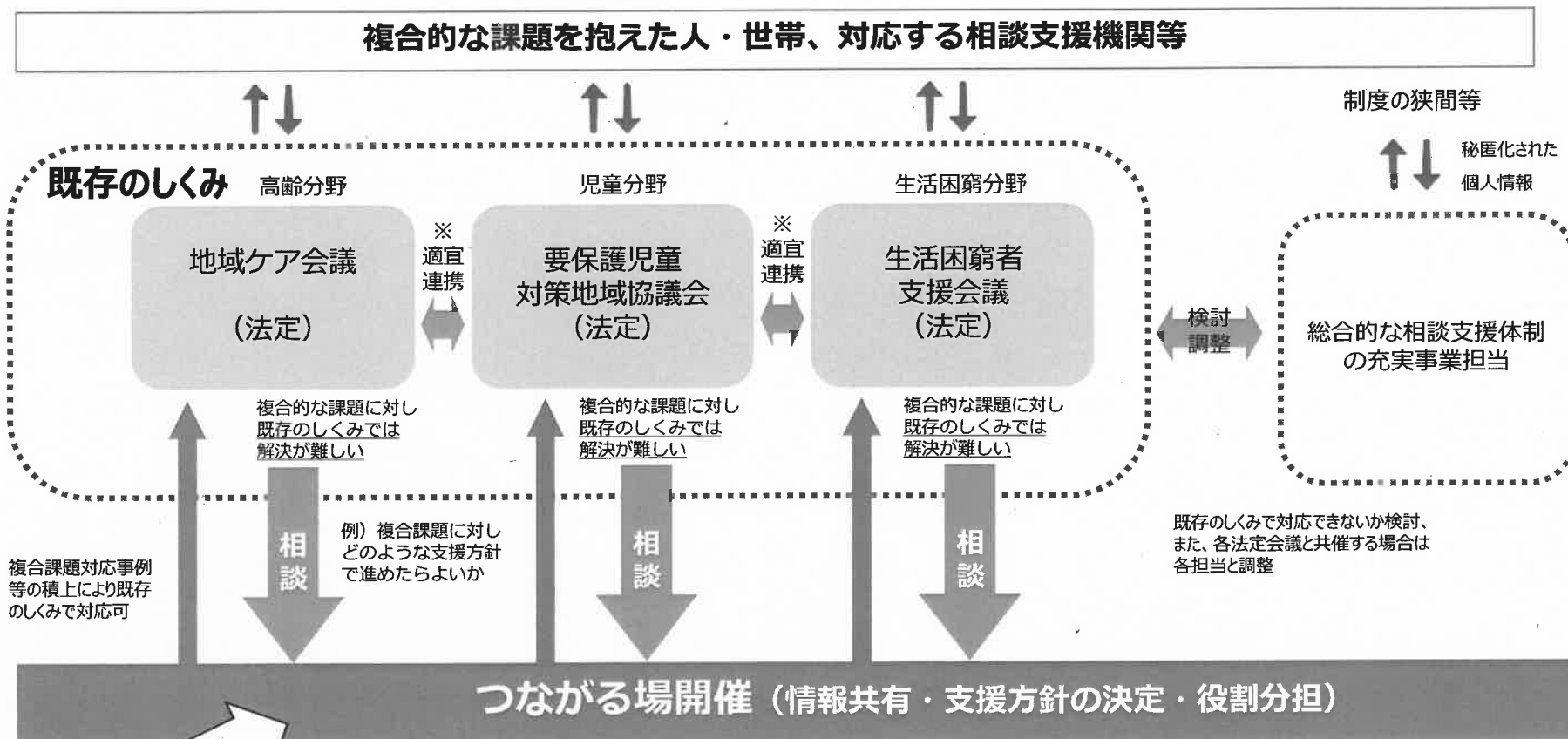


つながる場と法定会議の関係



※ 参考
各相談支援機関が相談等を通じて、「自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題」を把握した場合には、必要に応じ適切な支援につなぐことが**努力義務化**（社会福祉法第106条の3）

複合課題対応事例等の積上により既存のしくみで対応可

複合的な課題に対し既存のしくみでは解決が難しい

相談

例) 複合課題に対しどのような支援方針で進めたらよいか

複合的な課題に対し既存のしくみでは解決が難しい

相談

複合的な課題に対し既存のしくみでは解決が難しい

相談

既存のしくみで対応できないか検討、また、各法定会議と共催する場合は各担当と調整

つながる場開催（情報共有・支援方針の決定・役割分担）



専門的助言

スーパーバイザー